

# 熊本県産廃処分許可申請に係る取扱いについて

「更新」及び「事業範囲の変更」許可申請時は、前回許可日以降、内容に変更がなく、又は法定の変更届が提出されている場合、申立書（誓約書）の提出により、原則、法令どおりの省略を認める。

ただし、省略により許可基準の適合判定が出来ない場合は、資料の提出を求める。

## 凡 例

○：変更がなければ省略可能とするもの。

×：省略不可とするもの。

	書類の名称	熊本県の取扱い	
		現行	改正後
	申請書第1面	×	×
	申請書第2面	×	×
	申請書第3面	×	×
1	様式 第1号の1（事業計画の概要を記載した書類）	×	○
	様式 第1号の2（施設の概要）	×	○
	様式 第1号の3（最終処分場）	×	○
	様式 第1号の4（処分業務の具体的計画）	×	○
	様式 第1号の5（環境保全措置の概要）	×	○
2	（法人）定款又は寄付行為の写し	×	×
	（法人）履歴事項全部証明書	×	×
	（個人）住民票及び登記事項証明書	×	×
3	様式 第2号（誓約書）	×	×
	様式 第3号（相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類）	×	×
	様式 第4号（株主等の氏名、名称、住所及び株式の数等を記載した書類）	×	×
4	役員、政令使用人、株主等の住民票の写し	×	×
	役員、政令使用人、株主等の登記事項証明書	×	×
	（法人）株主の履歴事項全部証明書（法人登記）	×	×
5	講習会修了証の写し	×	×
6	様式 第7号（処分後の処理方法を記載した書類）	×	○
7	（法人）様式第5号（資金の総額及び調達方法）	×	×
	（個人）様式第6号（資産に関する調書）	×	×
8	（法人）財務諸表等	×	×
	法人税又は所得税の納税証明書	×	×
9	処理施設、保管施設及び看板等のカラー写真	×	○
10	中間処理業で残さ物が生ずる場合は残さ物の処分方法	×	○
11	中間処理施設、保管施設の一覧表	×	○
12	第8号（付近の見取図）	×	○
13	海洋投入処分業は、廃棄物排出船の登録済証の写し、海洋投入場の位置図	×	○
14	事業のように供する施設（保管施設を含む）の平面図、立面図、断面図、設計計算書。	×	○
15	処分施設の所有権又は使用权を証する書類（土地の登記事項証明書、使用承諾書、賃借契約書等）	×	○
16	（産業廃棄物処理施設）技術管理者の資格を有する者の修了証の写し	×	×
17	他県又は市の許可を受けている場合、その許可証の写し	×	○
18	変更又は更新の場合、変更又は更新前の許可証	×	×
	優良認定に係る資料	×	×